

静岡県告示第185号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定による指定検査機関を次のように指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月18日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

焼津市塩津1番地の1

理事長 岡田 国一

2 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

静岡県内

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 検査の手数料

検査区分 人槽別	浄化槽法第7条検査	浄化槽法第11条検査
10人以下	11,500円	5,800円
11人～20人	11,500円	6,500円
21人～50人	14,500円	9,500円
51人～100人	18,000円	13,000円
101人～300人	19,500円	15,000円
301人以上	21,500円	17,000円

4 指定をした年月日

令和7年3月11日

5 検査業務の開始予定年月日

令和7年4月1日